



平成 18 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 久 三  
(コード番号:6728 東証一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 常 見 佳 弘  
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年9月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年9月28日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主が行使することができる権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第10条)。

株主総会参考書類等をインターネットを使用する方法で開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第17条)。

株主総会において株主が議決権の代理行使を行う際の代理人の人数を従来どおり議決権を有する株主1名とする旨を規定するものであります(変更案第19条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨を規定するものであります(変更案第28条)。

社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第32条、変更案第41条)。なお、変更案第32条(社外取締役との責任限定契約)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

当社は、取締役会および監査役を置く。

当社は、監査役会および会計監査人を置く。

当社は、株式に係る株券を発行する。

当社は、株主名簿管理人を置く。

(2)取締役会に関する事項は、取締役会規則によることを規定するものであります(変更案28条)。

(3)監査役会に関する事項は、監査役会規則によることを規定するものであります(変更案39条)。

(4)その他、必要な規定の加除、用語の修正、表現の統一、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年9月28日

定款変更の効力発生日 平成18年9月28日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社アルバックと称し、英文ではULVAC, Inc.と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社アルバック</u>と称し、英文では、<u>ULVAC, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供             <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備</li> <li>ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備</li> <li>ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備</li> <li>ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備</li> <li>ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備</li> <li>ヘ. 理化学機器</li> </ol> </li> <li>2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理</li> <li>3. 金属セラミックス有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入</li> <li>4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売</li> <li>5. 真空技術に関する研究指導</li> <li>6. 真空技術に関する技術顧問</li> <li>7. 機械器具設置工事業</li> <li>8. 労働者派遣事業</li> <li>9. 金銭の貸付</li> <li>10. 前各号に関連する一切の事業</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を神奈川県茅ヶ崎市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を神奈川県茅ヶ崎市に置く。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載してこれを行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は8,000万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000万株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

<p>(<u>取締役会決議による自己株式の買受け</u>)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u> 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>については、<u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところにおいてはこの限りではない。</u></p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(<u>新 設</u>)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> </p>
<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>(<u>株券の種類</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p>	<p>(<u>削 除</u>)</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会において選定し、これを公告する。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(<u>株式事務</u>)</p> <p>第11条 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>削 除</u>)</p>
<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第12条 当社の<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年決算期より3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は株主総会に出席する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p>
<p>(株主総会議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事については議事録を作り当社にこれを保管する。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。議事録は、法令に従い、電磁的方法により記録することができ、その場合における議長および出席した取締役の署名は、電磁的方法をもって行うものとする。</p>	<p>(株主総会議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事については、議事録を作り当社にこれを保管する。議事録には、株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は18名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第21条 当社の取締役は、18名以内とする。</p>

<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。  取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</u>  取締役の選任は、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u>  取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、<u>取締役社長1名を置く。</u>  前項のほか<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>その決議によって取締役社長1名を定めることができる。</u>  前項のほか、<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、<u>役付取締役の中より代表取締役を選任する。</u>  代表取締役は各自会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>その決議によって役付取締役の中より代表取締役を選定する。</u>  代表取締役は、<u>各自会社を代表する。</u></p>
<p>(第28条から移設)</p>	<p>(顧問および相談役)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、その決議によって顧問および相談役若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(業務の執行)</p> <p>第24条 <u>取締役社長は取締役会の決議に基き会社の業務を統轄執行する。</u>  <u>役付取締役は取締役社長を補佐して業務を執行する。</u>  <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役中の1人がその職務を代行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u>取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u>  <u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の5日前にこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>  <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、<u>出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。議事録は、法令に従い、電磁的方法により記録することができ、その場合における出席取締役および出席監査役の署名は、電磁的方法をもって行うものとする。</u></p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、<u>議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には、取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

(顧問および相談役) 第28条 取締役会の決議により顧問および相談役若干名を置くことができる。	(第26条へ移設)
(新設)	(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(社外取締役との責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役の実員) 第30条 当会社の監査役は5名以内とする。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の実員) 第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。
(監査役の実員) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の実員は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。	(監査役の実員) 第34条 (現行どおり) 監査役の実員は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の実任) 第32条 監査役の実任は、就任後4年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 実任の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の実任は、退任した監査役の実任の満了すべき時までとする。	(監査役の実任) 第35条 監査役の実任は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 実任の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の実任は、退任した監査役の実任の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第33条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集) 第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	(監査役会の招集) 第37条 (現行どおり) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
(監査役会の決議) 第35条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもってこれをなす。	(削除)
(監査役会議事録) 第36条 監査役会の議事については議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。議事録は、法令に従い、電磁的方法により記録することができ、その場合における出席監査役の署名は、電磁的方法をもって行うものとする。	(監査役会議事録) 第38条 監査役会の議事については、議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には、監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(新 設)	(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(監査役の報酬) 第37条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議によって定める。	(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 計算 (決算期) 第38条 当社の決算期は毎年6月30日とする。	第6章 計算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。
(株主配当金) 第39条 株主配当金は決算期最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。 株主配当金が支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、その配当金は当社に帰属する。 未払の株主配当金には利息を付けない。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新 設)	(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。